

認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

公開日 2013年08月02日

1 規則等の題名

認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

2 根拠法令・条項

運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）
第4条第2項第2号

3 規則等の制定日

平成25年8月2日（金曜日）

4 結果公示の日

平成25年8月2日（金曜日）

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）第38条第4項第8号に該当

6 適用除外の理由

平成25年4月1日から自動車安全運転センター安全運転中央研修所において認知機能検査員課程が新設されたことに伴い、当該課程を修了した者を同規則の認知機能検査従事者審査を受けることができる者に追加するなどの意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更であるため。

7 規則等の概要

認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則 及び 新旧対照表
別添のとおり

8 参考資料

なし

9 担当課・連絡先

高知県警察本部交通部運転免許センター
TEL：088－893－1221（内線331）

公安委員会規則

認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年8月2日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

高知県公安委員会規則第7号

認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則（平成22年高知県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第8条第16項」を「第5条の2」に改め、同項第4号中「平成22年4月1日以降に」を「平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間において」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 自動車安全運転センター安全運転中央研修所が実施する認知機能検査員課程を終了した者
別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第2条関係）

<p>認知機能検査従事者審査申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>高知県公安委員会 様</p> <p>住所 氏名 生年月日</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>認知機能検査従事者審査を受けたいので、認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則第2条第2項の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。</p>	
該当区分	<p>介護保険法第5条の2に規定する認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師 警察庁が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者 高知県公安委員会以外の都道府県公安委員会が行う運転免許に係る講習等に関する規則第4条第2項第2号の認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者 自動車安全運転センター安全運転中央研修所が実施する認知機能検査員課程を終了した者 自動車安全運転センター安全運転中央研修所が実施する高齢者講習指導員課程を平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間において終了した者</p>
備考	

注 「該当区分」欄のいずれかに該当することを証明する書面を添えてください。

別記第3号様式中「すべての」を「全ての」に、「高知県収入証紙はり付け欄」を「高知県収入証紙貼り付け欄」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則第2条第1項の規定は、平成25年4月1日から適用する。

新 旧 対

照 表 旧

認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則（抜粋）

認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則（抜粋）

（認知機能検査従事者審査）

（認知機能検査従事者審査）

第2条 認知機能検査従事者審査を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

第2条 認知機能検査従事者審査を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

(2)・(3) 略

(2)・(3) 略

(4) 自動車安全運転センター安全運転中央研修所が実施する認知機能検査員課程を終了した者

(4) 自動車安全運転センター安全運転中央研修所が実施する高齢者講習指導員課程を終了した者（平成22年4月1日以降に終了した者に限る。）

(5) 自動車安全運転センター安全運転中央研修所が実施する高齢者講習指導員課程を終了した者（平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間において終了した者に限る。）

2・3 略

2・3 略

別記

第1号様式(第2条関係)

認知機能検査従事者審査申請書	
年 月 日	
高知県公安委員会 様	
	住所 氏名 印 生年月日
認知機能検査従事者審査を受けたいので、認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則第2条第2項の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。	
該当区分	介護保険法第5条の2に規定する認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師 警察庁が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者 高知県公安委員会以外の都道府県公安委員会が行う運転免許に係る講習等に関する規則第4条第2項第2号の認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者 自動車安全運転センター安全運転中央研修所が実施する認知機能検査員課程を終了した者 自動車安全運転センター安全運転中央研修所が実施する高齢者講習指導員課程を平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間において終了した者
備考	

注 「該当区分」欄のいずれかに該当することを証明する書面を添えてください。

別記

第1号様式(第2条関係)

認知機能検査従事者審査申請書	
年 月 日	
高知県公安委員会 様	
	住所 氏名 印 生年月日
認知機能検査従事者審査を受けたいので、認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則第2条第2項の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。	
該当区分	介護保険法第8条第16項に規定する認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師 警察庁が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者 高知県公安委員会以外の都道府県公安委員会が行う運転免許に係る講習等に関する規則第4条第2項第2号の認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者 自動車安全運転センター安全運転中央研修所が実施する高齢者講習指導員課程を平成22年4月1日以降に終了した者
備考	

注 「該当区分」欄のいずれかに該当することを証明する書面を添えてください。

第3号様式（第3条関係）

認知機能検査従事者講習受講申込書 年 月 日 高知県公安委員会 様 住所 氏名 印 生年月日 略	
略	
受講内容	全ての講習項目に係る講習を受講する。 略
略	
高知県収入証紙貼り付け欄 	

注 略

第3号様式（第3条関係）

認知機能検査従事者講習受講申込書 年 月 日 高知県公安委員会 様 住所 氏名 印 生年月日 略	
略	
受講内容	すべての講習項目に係る講習を受講する。 略
略	
高知県収入証紙はり付け欄 	

注 略